

(あて先) さいたま市長

記入例

住所 〇〇市〇〇区〇〇3-2

氏名 株式会社〇〇建設

代表取締役 〇〇〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

別表1のコード表に該当するコードを記入

令和〇〇年度の産業廃棄物の処理の実績について、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第24条第3項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の所在地	さいたま市〇〇区〇〇1-1				*1 A 1	電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇			
産業廃棄物処理施設の種類	処理した産業廃棄物の種類と年間処理量 (単位 t・m ³)				処理後の産業廃棄物の処分量 (単位 t・m ³)				
	A *3 汚泥 0 2	A *3 木くず 0 8	A *3 動物性残さ 1 0	A *3 がれき類 1 6	種類	排出量	処理方法	処分量	
汚泥の脱水施設 (50m ³ /日) *2 0 1	5,000 (t) m ³	t m ³	t m ³	t m ³	汚泥 *3 0 2	500 (t) m ³	委託・管理型埋立 *4 2	500 (t) m ³	
産業廃棄物の焼却施設 (20t/日) *2 1 6	t m ³	2,500 (t) m ³	2,500 (t) m ³	t m ³	燃え殻 *3 0 1	500 (t) m ³	" *4 2	500 (t) m ³	
がれきの破碎施設 (15t/日) *2 1 0	t m ³	t m ³	t m ³	1,500 (t) m ³	製品 *3	(t) m ³	売却 *4 3	(t) m ³	
*2 ↑	t m ³	t m ³	t m ³	t m ³	*3 ↑	t m ³	*4 ↑	t m ³	
別表2のコード表に該当するコードを記入	t m ³	t m ³	t m ³	t m ³	*3	t m ³	*4	t m ³	
*2	t m ³	t m ³	t m ³	t m ³	*3	t m ³	*4	t m ³	
合計	5,000 (t) m ³	2,500 (t) m ³	2,500 (t) m ³	1,500 (t) m ³		1,000 (t) m ³		1,000 (t) m ³	

別表3のコード表に該当するコードを記入

別表4のコード表に該当するコードを記入

排出事業種分類一覧

	事業種	コード名
1	建設業（建築、土木、解体、不動産開発 他）	A 1
2	農林業（施設園芸、畜産、林業 他）	A 2
3	漁業（漁業一般、水産養殖 他）	A 3
4	製造業（食料品、衣料、パルプ、石油化学、出版、鉄鋼、繊維工業、家具装飾品、化学工業、プラスチック、非鉄、窯業、機械、電気 他）	A 4
5	電気、ガス、水道業	A 5
6	運輸、通信業（鉄道、道路輸送）	A 6
7	卸売、小売業（各種商品卸売、小売）	A 7
8	サービス業（金融、医療、各種サービス）	A 8
9	その他（上記のいずれにも該当しない業）	A 9

産業廃棄物処理施設一覧表

施 設 名 称		コード	
汚泥の脱水施設 (10 m ³ /日超)		0 1	
汚泥の乾燥施設 (天日乾燥施設を除く。10 m ³ /日超)		0 2	
汚泥の天日乾燥施設 (100 m ³ /日超)		0 3	
汚泥 (P C B 処理物は除く) の焼却施設 (5 m ³ /日超又は 200 kg/時以上又は火格子面積 2 m ² 以上)		0 4	
廃油の油水分離施設 (10 m ³ /日超)		0 5	
廃油 (廃 P C B 等は除く) の焼却施設 (1 m ³ /日超又は 200 kg/時以上又は火格子面積 2 m ² 以上)		0 6	
廃酸、廃アルカリの中和施設 (50 m ³ /日超)		0 7	
廃プラスチック類の破砕施設 (5 t/日超)		0 8	
廃プラスチック類 (P C B 汚染物及び P C B 処理物は除く) の焼却施設 (100 kg/日超又は火格子面積 2 m ² 以上)		0 9	
木くず又はがれき類の破砕施設 (5 t/日超)		1 0	
有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設		1 1	
水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設		1 2	
汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設		1 3	
廃 P C B 等、P C B 汚染物又は P C B 処理物の焼却施設		1 4	
廃 P C B 等又は P C B 処理物の分解施設		1 5	
P C B 汚染物又は P C B 処理物の洗浄施設		1 6	
産業廃棄物の焼却施設 (上記に掲げる焼却施設を除く。200 kg/時又は火格子面積 2 m ² 以上)		1 7	
最終処分場	イ	遮断型 (有害産業廃棄物の埋立処分場)	1 8
	ロ	安定型	1 9
	ハ	管理型	2 0

産業廃棄物の種類コード表

	種 類	コード	種 類	コード
産 業 廃 棄 物	燃え殻	0 1	動物系固形不要物	1 1
	汚泥	0 2	ゴムくず	1 2
	廃油	0 3	金属くず	1 3
	廃酸	0 4	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1 4
	廃アルカリ	0 5	鉱さい	1 5
	廃プラスチック類	0 6	がれき類	1 6
	紙くず	0 7	動物のふん尿	1 7
	木くず	0 8	動物の死体	1 8
	繊維くず	0 9	ばいじん	1 9
	動植物性残さ	1 0	政令第 1 3 号廃棄物	2 0

	種 類	コード	説 明 等	
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	廃油（燃焼しやすいもの）	B 1	揮発油類，灯油類，軽油類	
	廃酸（腐食性）	B 2	pH2.0 以下	
	廃アルカリ（腐食性）	B 3	pH12.5 以上	
	感染性産業廃棄物	B 4	医療機関等から排出される血液，使用済み注射針等の感染性病原体を含む又はおそれのある産業廃棄物	
	特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃 P C B 等	C 1	廃 PCB 及び PCB を含む廃油
		P C B 汚染物	C 2	廃プラスチック類，紙くず，木くず，繊維くず，金属くず，陶磁器くずに付着等
		P C B 処理物	C 3	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもの
		廃水銀等	C 4	廃水銀等（廃水銀及び廃水銀化合物であって、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「環境省令」という。）で定めるもの）及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないもの）
		指定下水汚泥等	D 1	アルキル水銀，総水銀，カドミウム，鉛，有機リン，ヒ素，六価クロム，シアン，PCB，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，ジクロロメタン，四塩化炭素，1・2-ジクロロエタン，1・1-ジクロロエチレン，シス-1・2-ジクロロエチレン，1・1・1-トリクロロエタン，1・1・2-トリクロロエタン，1・3-ジクロロプロパン，チアム，シマジン，チオベンカルブ，ベンゼン，セレン，1・4-ジメチル，ダイオキシン類
		鉱さい	D 2	アルキル水銀，総水銀，カドミウム，鉛，六価クロム，ヒ素，セレン
		廃石綿等	D 3	石綿建材除去事業により除去された当該石綿
		ばいじん	D 4	アルキル水銀，総水銀，カドミウム，鉛，六価クロム，ヒ素，セレン，1・4-ジメチル，ダイオキシン類
		燃え殻	D 5	カドミウム，鉛，六価クロム，ヒ素，セレン，ダイオキシン類
		廃油（廃溶剤）	D 6	トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，ジクロロメタン，四塩化炭素，1・2-ジクロロエタン，1・1-ジクロロエチレン，シス-1・2-ジクロロエチレン，1・1・1-トリクロロエタン，1・1・2-トリクロロエタン，1・3-ジクロロプロパン，ベンゼン，1・4-ジメチル
	汚泥	D 7	アルキル水銀，総水銀，カドミウム，鉛，有機リン，ヒ素，六価クロム，シアン，PCB，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，ジクロロメタン，四塩化炭素，1・2-ジクロロエタン，1・1-ジクロロエチレン，シス-1・2-ジクロロエチレン，1・1・1-トリクロロエタン，1・1・2-トリクロロエタン，1・3-ジクロロプロパン，チアム，シマジン，チオベンカルブ，ベンゼン，セレン，1・4-ジメチル，ダイオキシン類	
廃酸	D 8	アルキル水銀，総水銀，カドミウム，鉛，有機リン，ヒ素，六価クロム，シアン，PCB，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，ジクロロメタン，四塩化炭素，1・2-ジクロロエタン，1・1-ジクロロエチレン，シス-1・2-ジクロロエチレン，1・1・1-トリクロロエタン，1・1・2-トリクロロエタン，1・3-ジクロロプロパン，チアム，シマジン，チオベンカルブ，ベンゼン，セレン，1・4-ジメチル，ダイオキシン類		
廃アルカリ	D 9	アルキル水銀，総水銀，カドミウム，鉛，有機リン，ヒ素，六価クロム，シアン，PCB，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，ジクロロメタン，四塩化炭素，1・2-ジクロロエタン，1・1-ジクロロエチレン，シス-1・2-ジクロロエチレン，1・1・1-トリクロロエタン，1・1・2-トリクロロエタン，1・3-ジクロロプロパン，チアム，シマジン，チオベンカルブ，ベンゼン，セレン，1・4-ジメチル，ダイオキシン類		

処理方法コード表

処理方法		コード
当該廃棄物を中間処分した場合	中間処分	1
当該廃棄物を最終処分場等に埋立処分した場合	最終処分	2
再生利用を目的とし、当該廃棄物を中間処理した場合	再 生	3